

2025年度 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況

介護老人保健施設において、入居者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の条件を満たした場合に評価されることになっております。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

●条 件

- (1) 対象となる入所者の状態は次のとおりであること
 - ① 肺炎
 - ② 尿路感染症
 - ③ 带状疱疹
 - ④ 蜂窩織炎
 - ⑤ 慢性心不全が増悪
- (2) 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定
- (3) 同一の入所者について月に1回、連続する10日を限度として算定
- (4) 緊急時施設療養費を算定した日は算定不可
- (5) 算定する場合、以下の内容等を診療録に記載
診断名、診断の根拠、診断日、実施した投薬、検査、注射、処置
- (6) 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する

2025年度 算定状況

| | 件数 | 治療内容等 |
|----------|----|--------------------------------------|
| 肺炎 | 12 | 聴診、血液検査、レントゲン撮影、抗生剤点滴、内服など診察結果に基づく治療 |
| 尿路感染症 | 39 | 尿検査、血液検査、抗生剤の点滴注射、内服など診察結果に基づく治療 |
| 带状疱疹 | 2 | 抗ウイルス剤の点滴注射、内服、消炎鎮痛剤を用いた治療 |
| 蜂窩織炎 | 7 | 抗菌薬による薬物療法 |
| 慢性心不全の増悪 | 1 | 点滴注射、酸素投与等の処置 |